愛媛県において日本産水産物を中国へ輸出するなどの水産物の販売業等を営む申立会社について、令和５年８月２４日に開始されたＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う中国政府の日本産水産物輸入停止措置による営業損害として、損害の発生は全社的に判断されるべきとの東京電力の主張を排斥し、申立会社のうち中国向け輸出部門における令和５年６月から令和７年２月までの逸失利益（原発事故の影響割合を、令和５年６月から令和６年７月までは１０割、同年１０月から令和７年２月までは５割として算定。）の賠償が認められた事例。

2237

全　部　和　解　契　約　書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき，申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は，次のとおり和解する。

第１　和解の範囲

被申立人と申立人は，下記の損害項目について和解することとし，それ以外の点については，本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目　　営業損害（逸失利益）　　２４６７万７５００円

期　　間　　自　令和５年６月　１日

至　令和７年２月２８日

第２　和解の金額

被申立人は，申立人に対し，前項記載の損害に係る賠償金として金２４６７万７５００円の支払義務があることを認める。

第３　既払金

申立人と被申立人は，被申立人が申立人に対し，第１項記載の損害について，金１５５７万１６５２円を支払済みであることを相互に確認する。

第４　支払方法

（省略）

第５　清算条項

申立人と被申立人は，第１項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について，以下の点を相互に確認する。

１　本和解に定める金額を超える部分につき，本和解の効力が及ばず，申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

２　本和解に定める金額に係る遅延損害金につき，申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第６　手続費用

本件に関する手続費用は，各自の負担とする。

本和解の成立を証するため，本和解契約書を２通作成し，申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ，申立人が１通，被申立人が１通を保有するものとする。また，被申立人は，本和解契約書の写し１通を，原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。
令和８年３月２４日

（仲介委員　志賀　剛一）